

佐田岬地域半島振興計画

(令和7年度～16年度)

愛 媛 県

目 次

第1	基本的方針	1
1	概況	1
2	現状及び課題	1
	（1）現状	1
	（2）課題	2
3	振興の基本的方向及び重点とする施策	2
	（1）振興の基本的方向	2
	（2）重点とする施策	3
第2	振興計画	5
1	交通通信の確保	5
	（1）交通通信の確保の方針	5
	（2）交通施設の整備	5
	（3）地域における公共交通の確保	6
	（4）情報通信関連施設の整備	6
2	産業の振興及び観光の開発	6
	（1）産業の振興及び観光の開発の方針	6
	（2）農林水産業の振興	7
	（3）商工業の振興	8
	（4）情報通信業の振興	9
	（5）観光の開発	9
3	就業の促進	10
	（1）就業の促進の方針	10
	（2）就業促進対策	10
4	水資源の開発及び利用	10
	（1）水資源の開発及び利用の方針	10
	（2）水資源確保対策	11
	（3）水資源の利用	11
5	生活環境の整備	11
	（1）生活環境の整備の方針	11
	（2）下水道・廃棄物処理施設等の整備	11
	（3）公園等の整備の推進	11

(4) 住宅関連対策	12
(5) 生活サービスの持続的な提供	12
6 医療の確保等	12
(1) 医療の確保の方針	12
(2) 医療の確保を図るための対策	12
(3) その他の対策	13
7 介護サービス・障がい福祉サービス等の確保等	13
(1) 介護サービス・障がい福祉サービス等の確保の方針	13
(2) 介護サービス・障がい福祉サービス等の確保を図るための対策	13
(3) その他の対策	14
8 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進	14
(1) 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進の方針	14
(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策	14
(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	14
9 教育及び文化の振興	15
(1) 教育及び文化の振興の方針	15
(2) 地域振興に資する多様な人材の育成	15
(3) 教育・文化施設等の活用・整備	16
(4) 地域文化の振興	16
10 自然環境の保全及び再生	16
(1) 自然環境の保全及び再生の方針	16
(2) 公害の防止	16
(3) 環境への配慮	17
(4) 自然環境の保全及び再生	17
11 再生可能エネルギーの利用推進	17
(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	17
(2) 再生可能エネルギーの利用推進のための施策	17
12 地域間交流の促進	17
(1) 地域間交流の促進の方針	17
(2) 地域間交流の促進のための施策	17
13 移住・定住・二地域居住の促進、人材の育成と関係者間 における緊密な連携・協力	18
(1) 移住・定住・二地域居住の促進、人材の育成と関係者間 における緊密な連携・協力の方針	18

(2) 移住・定住・二地域居住の促進、人材の育成と関係者間 における緊密な連携・協力のための施策	18
14 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化・その他半島防災 のための施策	18
(1) 災害防除の方針	18
(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備	19
(3) 防災体制の強化	19
(4) その他半島防災のための施策	20
15 その他半島振興に必要な事項	20
(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等	20
(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落 への配慮	21

参考資料

1

第1 基本的方針

1 概況

本地域は、四国の最西端に位置し、豊後水道に突出した日本一細長い半島である佐田岬半島（全長40km、最大幅6.4km、最小幅0.8km）と、その基部に位置する八幡浜市、伊方町、西予市旧三瓶町区域で構成される。

面積は、267.83 km²で県全体の4.7%、人口は46,568人で県全体の3.5%を占めている。

地勢は、森林面積が145.14 km²で地域全体の54.2%を占め、半島の主軸を平均300m級の山脈が走るため、全般的に平地に乏しく急峻な地形となっている。半島の南の宇和海側は白砂の連なる海岸、北の瀬戸内海側と半島の基部はリアス海岸を形成しており、屈曲に富む海岸線、海食崖、奇岩等に恵まれた景勝地として知られている。

気候は、四季を通じて温暖で寒暑の差が少ない海洋性気候に属している。

地質は、風化しやすく保水性に乏しい三波川結晶片岩が大半を占めており、地形的条件と相まって慢性的な水不足に悩まされていたが、平成3年度に完成した南予水道用水供給事業により改善された。

本地域は、藩政時代は宇和島藩とその支藩である吉田藩に統治されており、昭和10年の八幡浜市の市制施行以前は、すべて西宇和郡に属していた。現在は、八幡浜市を中心都市として日常生活圏を形成しつつ発展している。

構成市町

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)	
		平成22年	令和2年
八幡浜市	132.64	38,370	31,987
伊方町	93.83	10,882	8,397
西予市(旧三瓶町)	41.36	7,790	6,184
計	267.83	57,042	46,568
県全体	5,675.82	1,431,493	1,334,841

(資料) 令和7年国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
総務省統計局「平成22年国勢調査」、「令和2年国勢調査」

2 現状及び課題

(1) 現状

本地域の人口は、平成22年から令和2年にかけて18.4%減少しており、高齢者人口比率も平成22年では34.8%であったものが、令和2年では43.3%に達するなど、人口の減少とともに高齢化が急速に進行している。

令和2年の産業別就業人口は、第1次産業23.1%(県平均6.8%)、第2次産業18.0%(県平均23.3%)、第3次産業57.4%(県平均67.3%)となっており、県平均に比べ第1次産業に依存する割合が著しく高い。

産業については、温暖な気候と傾斜地を活かした柑橘農業が盛んであり、全国

有数の産地を形成している。また、宇和海、瀬戸内海の好漁場と天然の良港に恵まれ、四国屈指の水産基地八幡浜市を核として、漁船漁業や養殖漁業が盛んである。林業は、地域全体における依存度は低いものの、特に森林面積の大きい八幡浜市では林道等の基盤整備、効率的な森林施業の推進等に取り組んでいる。

工業については、地形や交通条件等の制約があるため、水産練製品製造業、野菜・果実缶詰瓶詰製造業、縫製業等の中・小規模なものが立地している。また、原子力発電所が伊方町に立地しており、四国で最大の電源地域を形成している。

商業については、食料品、雑貨等日用品の小売業が大半であり、規模も零細であるため、消費購買力の圏域外流出が続いている。

本地域は、昭和 62 年度に国道 197 号頂上線が開通するまで海上交通に依存しており、急峻な地形と屈曲に富んだリアス海岸という地形的な制約もあることから、整備が後れている。

また、周辺地域においても陸上交通施設の整備が後れており、本地域から最寄りの高速交通施設である松山空港への自動車での到達時間は、約 80 分を要し、交通条件に恵まれていない。

教育施設については、小学校 18 校、中学校 6 校、高等学校 4 校が設置されているが、大学等の高等教育施設はない。また、文化施設として八幡浜市民文化活動センター、伊方町民会館、西予市の三瓶文化会館や朝立会館等がある。

(2) 課題

本地域は、地形的な制約から平地が乏しく、陸上交通施設の整備が後れているなど産業立地条件に恵まれていないため、経済力が弱く雇用の場が少ない。このような状況から、若年層の人口流出が依然として続き、高齢化も急速に進行している。また、本地域の全域が過疎地域の指定を受けており、商業業務機能の低下等地域の活力の減退にも拍車がかかっている。

基幹産業である柑橘農業は、農家の高齢化・担い手不足・気象変動等による生産力の低下や、資材費・物流費の高騰による生産コストの増加等の問題が生じており、販売価格は上昇基調にあるものの、栽培面積や出荷量は減少基調であり、農業生産額の減少が見込まれている。

水産業は、漁業就業者・資源の減少に伴う漁獲量の減少に加え、燃料・飼料等の価格高騰による生産コストの増大等が漁家経営を圧迫している。

本地域は、恵まれた自然景観を有しているが、高速交通網へのアクセス等交通の便が悪いため観光開発が後れ、観光客の入り込みも伸び悩んでいる。また、地域の将来を担う人材の育成とその定住を図ることが急務となっている。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 振興の基本的方向

宇和海と瀬戸内海に囲まれた本地域は、温暖な気候を活かした柑橘類の一大産地、好漁場と天然の良港に恵まれた四国屈指の水産基地という特性を有しているほか、瀬戸内海国立公園、佐田岬半島宇和海県立自然公園の指定を受け、屈曲に富んだ美しいリアス海岸、宇和海と瀬戸内海を一望できるパノラマ、四国最西端に位置する白亜の佐田岬灯台をはじめとして、美しく多様な自然環境や活用すべき多くの資源、特性を有

している。

また、本地域は、西日本における新しい国土軸の構築等の視点から検討している豊予海峡ルート（四国の西の玄関口）に位置している。同ルートに接続する大洲・八幡浜自動車道や東九州自動車道の整備により、東九州と京阪神とを最短経路で結び、四国西南地域の産業・文化の振興をはじめ、西瀬戸地域や西日本広域経済文化圏の交流拠点として、今後の活性化が期待される。

これらの地域特性を背景として、令和5年度に県が策定した「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」において、本地域を含む南予地域は、「豊かな自然の恵みと穏やかで情緒あふれる癒し空間が人を惹きつける交流促進エリア」を目指すべき姿として提示し、「安全・安心な暮らしづくり」「農林水産業を核とした活力ある産業づくり」「訪れたい・住みたいまちづくり」「地域を支える基盤づくり」を基本方向として打ち出している。

また、本地域は、「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」の一部に指定され、平成5年7月以降、基本計画に基づく各種事業が実施されており、これらの構想や計画の積極的な推進を図ることは、本地域の振興に大きく寄与し、当計画を推進するうえでの有効な手段となることから、地域が一体となり積極的に取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえ、次の基本的方向のもとに本地域の振興を図ることとする。

- 総合的な交通通信網の整備や、基幹産業である柑橘農業と水産業の一層の振興を図るなど、地域の特性を活かした経済の活性化と就労の場の確保に努める。
- 恵まれた自然や伝統文化、歴史的遺産など地域の特色ある観光資源を活かし、地域内に多くの観光客を呼び込むとともに、本地域全域において都市との交流を積極的に推進し、交流・関係人口の創出を図る。
- 本地域の中心都市である八幡浜市の都市機能の高次化を図り、その拠点性を高めることにより、地域全体の経済・文化機能の向上を図る。
- 地域が主体的に住みよい環境の整備や本地域の一体的な振興に取り組むことで、特に、若い世代の人口流出に歯止めをかけるとともに、都市部からの多様な人材の確保による移住・定住の促進を図る。

（2）重点とする施策

計画期間を令和7年度から概ね10年間とし、本計画の基本的方向の実現、特に、令和16年の本地域における社会増減率が令和6年を下回らないように、社会減に歯止めをかけることを目指し、各分野において作成される計画等との整合を図りながら、次の施策を重点的に推進する。

ア 地域をつなぐ総合交通通信網の整備

本地域が柑橘類、水産物等の一大産地であり、また、西瀬戸地域における九州への連絡拠点という特性を活かすためには、他圏域とのアクセスを整備するとともに、地域内の交通通信体系の総合的な整備を推進していく必要がある。

このため、地域内の道路ネットワークの整備及び港湾機能の拡充を図るとともに、地域社会のデジタル化に対応した各種高度情報通信システムの構築・拡充・総合化を図る。

イ 柑橘農業と水産業を核とした先進農水産業地域の形成

柑橘農業については、変化に富んだ土地条件や自然条件を活かし、適地適作を

基本に、消費者ニーズに対応した銘柄産地づくりを積極的に推進するとともに、定住条件の整備を進め、耕作放棄地の発生防止等農地の保全を通じた国土・環境保全機能の維持・増進を推進することが重要である。

このため、総合的な農業生産基盤の整備、新品種の開発、新技術の導入、高速流通体系の構築、これに対応した流通加工体制の整備、地域の創意工夫を活かしながら多様な事業者と連携した6次産業化等による高付加価値の新商品開発など、新たな需要の創出を促進することにより、国際化時代に対応できる足腰の強い柑橘農業の育成を図る。

また、生活環境・定住環境の整備を推進するとともに、都市と農村の交流を含め総合的な地域の活性化の推進に努める。

水産業については、伊予灘・宇和海の恵まれた漁場を活かし、漁場環境の保全を図りながら、資源管理型漁業とつくり育てる漁業を推進するとともに、地域の特性に応じた漁港整備及び都市と漁村の交流を促進して、地域の振興を図る。

また、他地域に誇れる新鮮な魚介類を観光資源として活用するとともに、水産加工品の高付加価値化を図る。

ウ 農水産業と連携した広域観光ルートの整備と形成

昭和62年度に開通した国道197号(メロディーライン)を軸として、全長40kmにわたる半島自体が持つ恵まれた自然景観と、主産業である柑橘農業や水産業、その特産物を有効な観光資源として活かすため、「道の駅みなとオアシス八幡浜みなつと」「道の駅伊方きらら館」や「道の駅佐田岬半島ミュージアム」「みなとオアシス佐田岬はなはな」が整備された。今後は、観光資源を活かした広域観光ルートの整備に取り組む。

また、豊予海峡ルート具体化を見据えた、広域観光ルートの形成に努める。

エ ポートタウン八幡浜市の機能強化

本地域は、東九州自動車道や大洲・八幡浜自動車道の整備により、四国の西の玄関口、九州への表玄関として大いに発展が期待される地域であり、そのメリットを最大限享受できるよう、地域の中心都市である八幡浜市を、地場産品の柑橘類や水産物を活用したフード産業の集積拠点として、また、港湾・漁港の再整備を図り、地域内最大の交通物流拠点として、さらには、文化施設等の整備促進を図り、多様な文化を享受できる拠点として、様々な都市機能を高次化し、地域全体の活性化の核とする。

オ 地域の将来を担う人材の育成

創造的で活力に満ちた社会を築くためには、たくましさ豊かな心を持ち、創造性に富んだ人材の育成を図る必要がある。

このため、人間形成の基礎を培う家庭教育の充実や、個性・適性・能力に応じたゆとりある学校教育の推進を図る。

また、UJターンによる定住の促進や交流人口の増加を図るとともに、地域の歴史や文化の継承、新しいまちづくり等をリードする人材の育成とその活動拠点となる諸施設を整備する。

なお、半島振興計画の達成状況の評価については、県における行政評価システム等に基づき行う。これにより本計画に記載する事業等の重点化や見直しを行い、半島振興施策を適切に推進する。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

本地域は、高速交通網へのアクセスや地域内道路の整備が後れており、地域の特性が十分に活かされていない状況にある。

このため、隣接地域において整備が進められている高速道路等との連絡強化を図るため、大洲・八幡浜自動車道等の整備を促進し、松山をはじめ県内の他の都市圏や遠くの大都市圏への到達時間を短縮することにより利便性を向上させ、多様な交流・連携を推進して、地域の活性化を図る。また、将来構想として、道路ネットワークの強化及び防災機能の向上等のため、更なる高規格道路の充実を図る。

国道を幹線とし、県道及び基幹集落に至る市町道等からなる地域内道路ネットワークを整備するとともに、四国の西の玄関口であり、西瀬戸地域における九州への連絡拠点という立地上の特性を十分活かし、産業経済の振興を図るため、大洲・八幡浜自動車道の整備と併せて、物流拠点として港湾機能の拡充を図る。

さらに、豊予海峡ルート構想については、西瀬戸自動車道などと一体となった西瀬戸経済圏の環状交通体系の形成や西日本における新しい国土軸の構築といった視点から検討しており、長期的にこの構想の具体化を図る。

また、平成27年3月、東九州自動車道の大分以南が全線開通したことにより、フェリーを利用して京阪神に至るルートが東九州と京阪神を結ぶ最短路線となることから、実質的な第二の国土軸として機能することが期待される。

通信施設については、地域社会のデジタル化に対応した新しい情報通信技術の導入・整備、各種情報システムの構築を促進することにより、各種産業の生産性や居住環境等の質的向上を図るとともに、情報システムの活用を通じて産業の振興、コミュニティの育成を図る。

(2) 交通施設の整備

ア 道路の整備

本地域に隣接する四国縦貫・横断自動車道は、「四国8の字ネットワーク」の形成を目指して津島道路等の南予延伸が進められており、津島岩松インターチェンジまで開通している。今後は、大洲・八幡浜自動車道の整備を進め、「四国8の字ネットワーク」及び国道56号との連絡を強化する。

国道や県道等の基幹道路やこれらの道路と接続する地域内道路網についても重点的かつ効率的な整備を進めることとし、佐田岬地域内の道路ネットワークの強化を図るとともに、災害時における避難の円滑化、救助・救援活動や生活支援に資する県道鳥井喜木津線等の地域内道路の整備を推進し、防災機能の強化を図る。

また、地域内の道路網を形成している市町道については、県の代行制度も活用して、国道、県道との有機的な連携を図りつつ整備を進める。

イ 港湾等の整備

特定地域振興重要港湾である八幡浜港は、フェリー航路を通じて九州・四国・京阪神を結ぶ物流・人流のルートを担っており、将来的な流通の増加を踏まえ、用地造成を含めた港湾施設の整備を進める。

また、地方港湾三崎港は、九州への四国の西の玄関口として機能の充実を進めるとともに、機能に応じた港湾施設整備を進める。

このほか、地域に密着した伊方港、三瓶港等の地方港湾については、地域の特性に応じて、港湾機能の整備を推進する。

(3) 地域における公共交通の確保

本地域は、旧八幡浜市と旧保内町の中心部が平坦な地形であるが、周辺部の海岸部・内陸部は急峻な傾斜地形となっている。商業施設や医療機関など、移動の目的地となる施設が中心部に集中しているため、特に高齢化率の高い周辺部においては、日常の医療、買い物に支障をきたしており、地域特性と対象者の特性に対応した公共交通サービスの提供が求められている。

このため、地域の支え合いによる自家用有償旅客運送の支援、地域巡回バスの運行や乗合タクシー等の導入により、住民の暮らしを支える持続可能な地域公共交通体系の構築を図る。

また、目的や地域ごとに利用可能な公共交通サービスの紹介やおでかけ提案を行うなど、それぞれの立場に対応した効果的な利用促進を図る。

(4) 情報通信関連施設の整備

新しい情報通信技術の導入・整備、各種情報システムの構築を推進するため、八西地域ニューメディア・コミュニティ構想に基づき、農協本部と各支所、各選果場をオンラインで結び柑橘の集出荷、生産等に係る情報を一元的に管理し提供する西宇和農業協同組合オンラインシステムの再構築、有線テレビジョンシステム自主放送番組等の放映等により地域内の情報交流、コミュニティの育成を図る八西地域総合情報システムの構築を推進する。

このほか、地域間の情報格差の是正を図り、住民の生活に密着した情報通信基盤の整備を推進する。

また、水産業については、漁海況情報、市場情報、漁村情報等の情報ネットワークシステムを導入する。

2 産業の振興及び観光の開発

(1) 産業の振興及び観光の開発の方針

本地域の産業は、柑橘農業と水産業が基幹となって発展してきていることから、これら産業基盤の整備を引き続き推進する。また、競争力のある高品質な農水産物の生産とブランド化に取り組むとともに、関係機関と一体となって、時代を先取りした生産・流通の強化に取り組む。

このため、基盤となる道路、港湾等の整備を前提条件として、農林業においては、総合的な生産基盤・生活基盤の整備、経営基盤の強化、流通加工体制の整備を図り、漁業においては、漁港の整備、資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進、流通加工体制等の整備を推進する。

商工業の振興では、港湾整備と連携した都市の再開発、商店街の整備、地場産業の振興を図る。

観光の開発については、佐田岬半島全域を観光資源として活用するため、「一般社団法人佐田岬観光公社」のホームページ等を使い、半島地域の魅力・観光情報等を発

信していく。また、国道 197 号(メロディーライン)を軸として、域内交通網の整備と併せて、特色ある観光資源の活用と地域の特性を活かした体験型観光を推進し、観光施設の整備を図り、レンタサイクルの活用など半島地域内を周遊できる観光開発を行うとともに、地域外観光地との連携を深め、広域観光ルートの形成に努める。また、安全で快適なサイクリング環境の整備・拡充を図る。

本地域において産出する新鮮な柑橘類や魚介類を観光資源として積極的に売り出し、第1次産業と結びつけた“味の観光”の開発を目指すとともに、水産業と観光レクリエーションのリンクをテーマにした交流拠点施設等交歓機能の整備を図り、都市と農村・漁村との交流を推進する。

観光開発に当たっては、民間資本の導入等民間活力の積極的な活用を図る。

(2) 農林水産業の振興

ア 農林業の振興

(i) 総合的な生産基盤・生活基盤の整備

本地域の果樹園は、急傾斜と水不足等により生産性が低い中山間地域となっていることから、生産性の向上と経営安定を一層推進する必要がある。このため、農地の保全・整備及び急傾斜地対策等地形条件に応じた中山間地域の基盤整備を推進するほか、幹線農道、耕作道等の農道網や運搬施設の整備を図るとともに、県営かんがい排水事業等を積極的に推進し、広域的な水資源の確保と防除・かん水等の総合的な基盤整備を推進する。

さらに、農業生産の基盤である農用地の効率的利用と経営規模の拡大を図るため、放任園のかい廃整理を含め樹園地の流動化を促進するとともに、このような農地管理機能、集落保全機能など農業振興に中核的な機能を果たす地域営農システムの構築を図る。

また、成熟した人工林について、今後は、採算性の高い森林では、生産性の向上を図るため、林道、作業路等の路網整備や高性能林業機械の導入などによる効率的な施業を進め、採算性の低い森林では、森林の持つ公益的機能の高度発揮に重点を置き、間伐などによる針広混交林等への誘導を推進する。

さらに、中山間地域での農村定住環境の改善を図るとともに、都市と農村との交流促進や、美しい農村景観の保全、環境に調和した農業の推進など、総合的な中山間地域対策を実施する。

(ii) 収穫期の労働力や担い手の確保・育成

全国的に労働力の確保が困難になっている今日、JAと行政で組織する西宇和みかん支援隊の活動強化、地域が自主的に取り組むアルバイト事業への支援を通じて、農家共通の課題である農繁期における人手不足の解消を図る。また、国等による各種就農支援制度の活用に加え、Iターン等の就農者本人とそれをサポートする集落等の双方を支援することにより、担い手の確保・育成を図る。

(iii) 国際化時代に対応しうる柑橘農業の高度化と経営基盤の強化

主力産品である温州みかんについては、不適地や低生産園のかい廃整理、園地の流動化の促進、品種構成の適正化、個性化商品の開発、優良品種への改植更新、新種苗供給体制の整備による園地の若返り等により高級銘柄産地と

しての優位性を維持し、国際化時代に対応できる柑橘産地としての体質を一層強化する。

また、施設栽培、長期貯蔵等による出荷時期の調整や、中晩柑などそれぞれの旬を代表する品種や次代を担う品種の絞り込みと産地化の促進により周年供給体制の確立と、キウイフルーツ等落葉果樹のほか、畜産、甘しょ等を組み合わせた複合経営の定着化を推進し、経営の安定化を図る。

さらに、柑橘農業の高度化、生産性向上のために、西宇和農業協同組合に導入した農業情報通信システムにより、農業ネットワーク化による各種情報の総合的な収集・提供を行うとともに、AIやIoTなどに代表されるデジタル技術等の導入によるスマート農業への取組を推進し、先進的柑橘農業地域の形成を目指す。

また、農業経営基盤の強化のため、地域の実情に応じた経営規模の拡大、経営改善、経営の法人化を促進し、効率的・安定的な農業経営体の育成を図る。

(iv) 流通加工体制の整備と6次産業化の推進

柑橘類の共販体制の強化や集出荷施設の整備・統合を推進して選果・荷造りの省力化やコスト低減を図るとともに、来るべき高速交通時代や産地直送等多様な流通ニーズに即応できる販売体制の確立を目指す。

また、市場－産地間の情報ネットワーク化を一層推進し、的確な市場対応による柑橘のブランド化を図る。

さらに、規格外品の有効利用やブランド力を活かした農産物加工特産品の開発、販売促進や需要拡大を図る。

イ 水産業の振興

(i) 漁港の整備

四国屈指の水産基地である八幡浜漁港について、高度衛生管理型魚市場の特性を活かして、集荷の増大を図る。

また、生産拠点でもある佐田岬漁港の地震・津波対策を推進するほか、各地区の水産業の拠点となる漁港において、水産物の供給基盤である防波堤や係留施設等、地域の実情に応じた漁港の整備を進め、安全で快適な漁業環境の形成を図り、活力ある漁村づくりを推進する。

(ii) 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進

漁業資源の維持・増大を図るため、漁業者自らが合理的に漁獲する資源管理型漁業の定着促進により、持続可能な水産業の構築を図り、担い手の育成に努める。

また、計画的な魚礁設置等による沿岸沖合域の総合的な漁場の造成や、藻場の保全・再生、放流種苗の生産及び中間育成を行う幼稚仔育成施設等の整備を図る。

(iii) 流通加工体制等の整備

水産物の需給変化と消費動向に対応した供給体制の確立と漁村の活性化を図るため、荷さばき施設や水産物鮮度保持施設などの漁業近代化施設や流通改善施設、さらには、水産廃棄物処理施設等の環境施設の整備を図る。

(3) 商工業の振興

ア 商店街の整備

本地域の中心都市である八幡浜市の中心商店街は、空き店舗率の増加、居住人口の減少といった空洞化の危機に直面し、アーケードの老朽化等の施設維持管理の課題も抱えているが、平成 25 年4月にオープンした「道の駅みなとオアシス八幡浜みなと」への来場者は年間 100 万人を超えており、この観光客を八幡浜市中心商店街に呼び込むための各種事業・施策を総合的に推進し、活力ある商店街の再構築を図っていく。

イ 地場産業の振興

水産練製品や果汁加工などのフード産業や縫製業などの地場産業の振興を図るため、新技術・新商品の開発研究・指導やデザイン力・企画力などソフト面の高度化に取り組み、地場産業の高付加価値化と地域ブランド化を促進する。

ウ 企業誘致の推進

佐田岬半島の豊かな自然資源と、地域に根差した地場企業の技術力を最大限に活かし、税制や電源地域にかかる優遇措置などを活用しながら、新たな産業の創出と雇用の拡大を目指した企業誘致を積極的に推進する。

(4) 情報通信業の振興

遊休施設を対象に、民間の資金力・経営力・技術力を生かした提案を求め、地理的条件が阻害要因となりにくい情報通信企業をはじめ、コールセンターやIT企業等の誘致に努めるなど、官民連携を一層推進することにより住民サービスの向上、にぎわいの創出、新たな雇用の確保を図る。

(5) 観光の開発

ア 広域観光ルートの整備と形成

佐田岬灯台を中心として、リアス海岸、美しい砂浜等の豊かな自然景観を活かすとともに、新鮮な海産物、好漁場といった本地域の資源や特性を活用し、広域観光ルートの整備を図る。

このため、本地域における広域観光推進母体として佐田岬広域観光推進協議会の活動を強化し、広域観光ルートとして松山を基点とした松山～内子・大洲～八幡浜～三崎や、宇和島を基点とした宇和島～宇和～八幡浜～三崎の2ルートを定着させるとともに、メロディーラインを「メロディー街道」としてアピールし、伊方ビクターズハウス、「道の駅伊方きらら館」、「佐田岬半島ミュージアム」、「みなとオアシス佐田岬はなはな」、佐田岬灯台などをコースに組み込んだ半島周遊観光ルートを確立する。

また、将来的な豊予海峡ルートの開通、東九州自動車道や大洲・八幡浜自動車道の開通を見据え、航路を利用した九州・四国・京阪神を結ぶ高速ルートにおける九州との連携拠点としての機能を強化し、別府、臼杵、大分などの観光地との連携を深め、広域周遊ルートの形成に努める。

イ 特色ある観光資源の活用

国道 197 号(メロディーライン)を単なる道路でなく、両側に瀬戸内海、宇和海の違った海が見える風光明媚なドライブコース「メロディー街道」として捉え、コース近辺に情報交流拠点となる「道の駅」や「海の駅」、アンテナショップ等の拡充を図るとともに、佐田岬半島は豊かな自然や文化、食に恵まれた地域資源の宝庫であり、これらの観光資源の持続可能な保全と地域住民と連携した体験型観光を推進する。

具体的には、佐田岬を舞台とした新たな自転車施策として、「道の駅みなとオアシス八幡浜みなと」や「八幡浜黒湯温泉みなと湯」、伊方町の「亀ヶ池温泉」や「みなとオアシス佐田岬はなはな」、西予市全域が認定された四国西予ジオパーク等の連携のもと、サイクリングイベントやレンタサイクル事業等を活用するとともに九州と四国を結ぶゲートウェイとしての機能拡充を図り、将来的にしまなみ海道に続くサイクリストの聖地となるべく取り組みを行うことで、交流人口の拡大を図る。

さらに、瀬戸内海と宇和海を隔てる佐田岬半島周辺の好漁場で獲れた新鮮な魚や柑橘などの、地元グルメや特産品の情報を様々な機会をとらえて発信し、誘客の促進を図る。

その他にも、豊かな自然に身近に親しめる場所として、スポーツ施設、キャンプ場等の整備を促進し、本地域の自然、文化、産業の特色を最大限に活かした広域的観光客誘致施設の設置を図る。

ウ 都市との交流

平成 25 年4月に「道の駅みなとオアシス八幡浜みなと」等の交流拠点施設が開設したことにより、交流人口が著しく増加している。今後、都市住民との交流を図るため、半島の自然や特性を活かした各種イベントを積極的に展開する。

また、自然観察学習、農漁業体験、民泊体験等の機会を通じて小学生、中学生等の年少層を対象とした交流についても推進を図る。

3 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

地形的要因により産業立地条件に恵まれていない本地域であるが、温暖な気候を活かした柑橘類の一大産地であり、好漁場と天然の良港に恵まれた四国屈指の水産基地という特性を有しているため、基幹産業である柑橘農業と水産業の一層の振興及び生産物の高品質化により他地域との差別化を図り、地域の特性を活かした経済の活性化と就業の場の確保に努める。

(2) 就業促進対策

既存企業やハローワーク等関係機関との連携による雇用の確保に加え、企業誘致・創業支援等による外国人も含めた新たな雇用の確保のために各種支援措置を活用する。水産業においては、漁業の担い手の確保及び育成を図ることを目的として、新規就業者・里親漁家・研修生に対し、就業等に係る経費について補助金の交付を行っている。

このような支援と合わせて、働く希望を持つ全ての人が安心して生きがいを持って働くことができるよう就業しやすい環境を整備する。

4 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

本地域において恒久的な水資源の確保を図るため、昭和 49 年度から、肱川水系野村ダムを主水源として、南予水道用水供給事業と南予地区国営土地改良事業との共同事業(南予用水事業)が実施されており、南予水道用水供給事業については、関連する上水道及び簡易水道の整備を含め、平成3年度に完了し、また、南予地区国営土

地改良事業は平成8年度に完了した。

このため、本地域の当面の生活用水及び農業用水は確保されているが、水利施設は、築造から相当期間を経過しており、施設の老朽化が課題となっている。

(2) 水資源確保対策

今後は、南予地区国営施設機能保全事業や県営かんがい排水事業等による水利施設の老朽化対策の推進を図り、安定した農業用水を確保する。特定環境保全公共下水道事業における汚水処理施設において、処理水を農業用水等に利用可能な再生水として活用している。

(3) 水資源の利用

森林の水源かん養機能を高度に発揮させるため、健全で活力ある森林の造成・維持に努め、局地的な水需給の逼迫に備え、小規模生活ダムなどによる水資源の開発可能性について検討を行う。

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

本地域においては、自然的条件による制約に加え、若年者の減少と高齢者の増加など、家庭環境、社会環境についても、他の地域との格差が広がっており、今後、地域住民のニーズにあった、都市的な生活ができる魅力ある定住環境づくりが求められている。

このため、汚水処理、廃棄物処理などの施設とその支援体制の整備を進め、都市公園及び住宅団地の整備や、防災・消防・地域安全対策にも十分に配慮した、安全で快適な生活環境の整備を積極的に推進する。

(2) 下水道・廃棄物処理施設等の整備

生活水準の向上に伴い、都市的な居住環境の整備が求められており、これに対応するため、生活排水やごみ・し尿等の処理施設の整備を進めている。

本地域では、地域の実情に応じた整備手法により、公共下水道事業や集落排水処理事業を実施しているが、徐々に老朽化した資産が増えていることから、ストックマネジメント計画に基づき、管路や施設の改築更新と長寿命化を図っている。

一方、下水道整備区域外の汚水処理区域では、公共浄化槽等整備推進事業等を活用し、合併処理浄化槽の整備促進に努めている。

今後は、過疎化の進行による人口減少により、施設の維持管理がこれまで以上に困難となることから、施設の統廃合や処理区域の見直し等について検討を進める必要がある。

また、現行の第3次伊方町一般廃棄物最終処分場の受入可能期間が迫っており、新しい一般廃棄物最終処分場の整備が喫緊の課題となっている。ごみ対策については、ごみ分別の徹底と生ごみの減量化を進めるほか、リサイクル可能なものは極力リサイクルを行うなど、廃棄物循環型処理の推進に努める。

(3) 公園等の整備の推進

本地域は、海と山とに囲まれた狭い平地に人口が密集しているため、都市公園の適正な配置が特に重要であることから、今後、適正規模の都市公園を広域的な調整を図った上で、バランスよく整備されるよう市町の指導と支援に努める。

集会施設・コミュニティ施設については、各市町に中央公民館や町民会館等が整っ

ているが、今後は、地域の広域的な連携を視野に入れた大規模な施設整備の可能性を探るとともに、地域住民の文化需要の多様化に応える多目的な複合施設の整備を検討する。

(4) 住宅関連対策

本地域は平地が乏しく、住宅は海沿いの低地に密集しているため、集落内道路は狭く、居住環境整備の後れが過疎化の一因となっている。

また、適切に管理されていない空き家等が増加し、防災上の危険や公衆衛生の悪化及び景観の阻害等の問題が生じている。

定住促進のため、住宅政策の基本である住宅マスタープラン等に基づき、計画的な公営住宅の建替え、住宅地の開発整備を行い供給促進に努めるとともに、老朽空き家等の解消・改善を促進し、居住環境の改善を図る。

また、過疎化の進行に伴い弱体化しつつある集落の機能を保持するため、集落内道路など公共施設の整備を進めるとともに、基幹集落を中心とした集落相互間の有機的な連携を強化する。

さらに、集落の維持が困難な地域については、住民の意向を尊重しながら集落の再編成や整備を行う。

(5) 生活サービスの持続的な提供

上水道施設は、多くが耐用年数を過ぎ早急な更新が求められる一方、施設の耐震化、災害時の給水確保、合併に伴う施設の統廃合など水道に対するニーズは、従前にも増して多様化しており、質・量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、真に信頼される強靱で持続可能な水道を構築していくために、施設の計画的な更新に取り組む。簡易水道についても、施設の老朽化や地域の過疎化等により維持管理が困難になってきており、既設簡易水道を上水道と統合することにより、維持管理の効率化、高度化を図り、質・量とも安定した安全・安心な水の供給を可能とする統合整備を推進する。

また、本地域は急峻な地形が多いことから小規模な店舗が減少し、中心部に中・大型店舗が増加しており、点在する小規模集落にとっては、生活道路網の整備と福祉バスなどによる交通機関の充実が生活基盤強化に向けての大きな課題である。快適な暮らしを支える社会基盤として、幹線への接続道路及び地区内の生活道路の着実な整備とともに総合的な交通体系を整え、誰もが安心して移動できる交通環境の充実を図る。

6 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

本地域は、半島という地理的条件から集落が点在し、今後さらなる過疎化・高齢化・少子化の進行が予想されるが、慢性的な医師不足であり、その確保が困難な状況である。

住民が地域で安心して生活するためには医療体制の維持確保が必須であり、医師や看護師の確保対策を強化し、医療DXの推進による遠隔医療の普及を促進するなど、必要な医療機能を充実させ医療機関相互の役割分担と連携による医療ネットワークを整備し交通手段等の確保を含め、地域医療の確保を図る。

(2) 医療の確保を図るための対策

半島地域の中核病院として、市立八幡浜総合病院、西予市民病院における施設や医療機器の充実、隣接地域や地域内医療機関相互の役割分担と連携、地域医療体制

の強化に努め、病院群輪番制・診療科目の拡充など、関係機関等と調整を図りながら引き続き一次救急・二次救急医療の体制強化に努める。

さらに、医師と看護師の確保と定着の促進、診療所と病院の連携による効率的な医療供給体制を整備し、勤務する医師が短期的に不在となる場合の代診医の派遣制度や医療機器の整備、施設の整備を促進して、診療体制及び医療機能の充実を図る。

医師の確保については、現在、医師を派遣している愛媛大学との連携を密にして、市立八幡浜総合病院、西予市民病院への医師派遣の継続、増員の要請に努める。愛媛大学等の地域枠医師が各地域で地域医療に従事しており、愛媛大学医学部に設置している地域医療支援センターと連携し、県内の医師配置状況を考慮しつつ適正配置に努める。

また、半島地域出身の医学生に対して、広報紙などふるさとの情報を発信することにより、出身地に対する理解を深め、地元愛を高めてもらえるように努めていく。

(3) その他の対策

地域公共交通と連携して民間の医療機関を含め、受診しやすい環境づくりに努め、平成 28 年度に導入したドクターヘリの活用など、地域で対応できない重篤患者のための緊急医療を行う。

高齢化に伴う在宅医療ニーズの増加に対応するため、看護師等の医療スタッフをさらに確保し、効率的に地域を巡回する体制整備を推進する。

また、保健・医療・介護・福祉サービスを総合的に提供する保健センターや地域包括支援センターの連携を密にし、地域住民のニーズに合った保健サービスが行えるよう、保健師による健康相談や健康教育等の活動を推進するとともに、保健所や診療所等との緊密な連携のもと地域の実情に即した活動を行う。

7 介護サービス・障がい福祉サービス等の確保等

(1) 介護サービス・障がい福祉サービス等の確保の方針

高齢者人口や生産年齢人口が減少する一方、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口や認知症高齢者の増加が見込まれる中で、将来的な介護需要の低減も見据えつつ、地域のニーズに合った介護サービスの確保に努めるとともに、介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、持続可能な介護サービス提供体制の構築等を図る。

また、障がい者及び障がい児が必要な支援を受け、社会参加の機会と自らの選択の機会が確保された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい当事者の意見や地域の特性を踏まえながら、質の高い障がい福祉サービス等を提供し、地域生活の支援に努める。

(2) 介護サービス・障がい福祉サービス等の確保を図るための対策

高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた自宅や地域で日常生活を営むことが継続できるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実のほか、在宅と施設の連携などによる地域における継続的な支援体制の整備等を図る。

また、介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジー導入支援をはじめ、介護現場の生産性向上により、業務負担の軽減や介護の魅力度向上を図り介護人材の確保・定着に取り組む。

また、障がい者が身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、市町と連携して、居宅介護などの訪問系サービスや短期入所・生活介護等の日中活動系サービス等の充実、グループホーム等の施設整備の促進を図るとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者などの相談支援や障がい福祉サービスに従事する者に向けた研修を実施し、人材の養成に取り組む。

(3) その他の対策

介護サービスの質の向上や介護保険制度の適正実施を図るため、サービス従事者等に対する研修の充実や本地域の市町とも連携してサービス事業者に対する指導・支援の強化等に取り組むほか、持続可能な介護保険制度の運営を図るため、保険者機能強化や介護給付適正化の支援等を行う。

また、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援や「障害者総合支援法」に基づく居宅介護等のサービスの拡充を図り、在宅の障がい児に対する必要な支援が、身近な地域で受けられる体制づくりを進める。また、障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、障がい児(者)療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進める。

8 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進

(1) 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進の方針

本地域の高齢者比率は、令和 2 年国勢調査によると 43.3%に達し、県平均(32.5%)を 10.7 ポイント上回っており、高齢化の進行は著しく、高齢者福祉対策は緊急の課題である。

このため、県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画に基づき、認知症高齢者への支援や在宅医療・介護連携等を推進するとともに、明るく活力に満ちた高齢社会を実現するため、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりに努める。

また、少子化に対応した多様な保育ニーズへの対応に努めるとともに、広く地域住民が、健康で生きがいを持ち、安心して過ごせるような明るい福祉社会づくりの実現のために、保健・福祉・医療サービスの一体的な整備を図る。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

本地域は、過疎化・高齢化の進行が著しい一方、地形は険しく、海岸に沿って集落が点在するという地域であるが、日常的には、今なお相互扶助の伝統が根強く残っている地域でもある。従って、このような地理的条件や地域特性など十分加味して、その地域に即したきめの細かい高齢者福祉施策等を展開していくことが必要である。

このため、まず、介護予防の基本的な知識の普及啓発に努め、地域住民が主体的に介護予防活動に取り組むための地域づくりを推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者を地域で支える体制づくりを進める。

このほか、高齢期を迎えても、生活の基盤が揺らぐことなく、日々を穏やかに重ねていける環境の構築に欠かせない養護老人ホームについて、人材確保の面からも老朽化した施設の建替え整備に努める。

(3) 児童福祉その他福祉の増進を図るための対策

本地域の保育所は、児童数の減少により、量的にはほぼ充足している。今後は、地域の受給バランスなどを考慮し、統廃合を含め適正配置や老朽施設の計画的な整備に努

め、保育環境の充実を図る。

また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、本県の幅広いこども施策全体を盛り込んだ県こども計画や市町こども計画を基本に、延長保育、乳児保育、病児・病後児保育、障がい児保育など保育所の機能や設備の充実を図るとともに、関係機関と連携をしながら、施設面・心身面・経済面で安心して子どもを生み育てられる地域環境の整備を進める。

さらに、地域における子どもの健全育成の拠点となる児童館(児童センター)の整備促進に努めるとともに、妊産婦を含めた子育て家庭に対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、包括的に切れ目のない相談支援を行うこども家庭センター等を拠点とした施策を積極的に推進する。

なお、児童一人ひとりに個性があるように成長も個人差があることから成長発達の促進と社会生活への適応、保護者への支援を行う受け皿となる施設(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の整備・運営に努める。

9 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

本地域の教育環境は、過疎化の進行に伴い児童・生徒数の減少が見込まれることから、学校配置の抜本的見直しに向けた検討を行うとともに、地域の実情に即した学校づくりを推進し、社会情勢の変化に対処できる教育施設、設備の充実を図るほか、児童・生徒の通学条件の整備や、教育諸条件の整備等に十分配慮する。

地域の将来を担う人材の育成が急務となっていることから、人間形成の基礎を培う家庭教育の充実を図るとともに、学校教育においては、自然や地域の環境等を活用した体験学習や郷土愛を培うふるさと学習など、地域の特性を活かした教育活動を充実する。

また、社会教育においては、文化・スポーツ活動や各種ボランティア活動、環境保全・美化活動、文化活動等の地域活動や行事等への参加を促進し、世代間交流、他地域との交流を通じて、次代を担う青少年を地域全体で温かく見守り育てていく気運の醸成を図る。

一方、文化面においては、地域の文化水準の向上が、人々の心を豊かにし満足して住める地域づくりの基盤であることから、住民の多様化・高度化する文化的欲求や生涯学習への意欲に応えるため、その活動の拠点となる文化施設等を整備するとともに、佐田岬半島ミュージアムや八幡浜市民文化活動センター、八幡浜市美術館などの既存施設を拠点に、各種情報や学習機会の提供の支援に努める。

また、地域固有の伝統文化の継承と文化財の保護に努める。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

本地域に残る多くの地域資源の現状を把握してもらうために大学等の教育機関と連携し、持続可能な発展を目指し多様な人材と協働しながら、地域資源の発掘や課題解決を企画・立案できる人材の育成を図る。

優れた文化芸術の継承・発展・創造を担う人材については、様々な文化芸術団体や教育機関等が連携・協力し、それぞれの分野の動向を踏まえた計画的・系統的な育成を図るとともに、優れた人材が才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する。

また、豊かな社会の形成に資する質の高い文化芸術を提供するため、研修機会の拡充、文化芸術指導者などの養成に努めるとともに、地域や学校等における質の高い文化ボランティア活動を活発にするための環境を整備する。

さらに、民間企業等に働きかけ、支援・協力の機運を醸成するとともに、学校教育において「郷土愛」を育み、若者が意欲を持って将来の地域振興を担ってくれるような人材育成に取り組む。

(3) 教育・文化施設等の活用・整備

地域の将来を担う青少年の健全育成を図るため、八幡浜市民スポーツセンター・スポーツパークや伊方町スポーツセンターなどを、地域のスポーツ活動の拠点施設として積極的に活用する。また、多様化するスポーツニーズに応えるため、スケートボードなどが楽しめるプレイパークを八幡浜港に整備するとともに、閉校した中学校の跡地活用として、ジュニアサッカー(兼フットサル)用の人工芝コートを整備を行う。

地域の集会、研修施設である公民館については、地域住民の生活に密着した重要な施設であることから、耐震基準の改正前に建築された八幡浜市の千丈地区、日土地区、喜須来地区の地区公民館の建替え、改修を優先して取り組む。

また、地域文化の振興を図るため、八幡浜市民会館跡地周辺の「文化ゾーン」の中心となる場所に松村正恒設計の旧八幡浜市立図書館を移築再生し、八幡浜市民文化活動センター、市指定文化財菊池清治邸、八幡浜市立市民図書館等と連携し活用を進める。

(4) 地域文化の振興

地域の伝統文化を活かしながら新しい地域文化を創造し、個性的で魅力あふれる地域づくりを進めるため、八幡浜市の「日土小学校(設計:松村正恒)」、「木造阿弥陀如来及両脇侍坐像(通称:梅之堂三尊仏)」(ともに国指定重要文化財)、「三崎のアコウ」(国指定天然記念物)や「朝日文楽」(県指定無形民俗文化財)等地域の貴重な歴史的・文化的資源の保存と活用について、住民に対する意識啓発や活動支援に取り組むとともに、それらを活かした特色あるイベントの創出、他地域の様々な文化との交流を促進する。

また、国内外の優れた芸術観賞機会を拡充するなど、地域の文化活動の拠点となる各種施設の有効活用に努めるとともに、発表機会の充実などにより住民の文化活動を支援し、文化面における都市住民との格差の是正を図る。

さらに、地域の文化活動のリーダーとなる人材の育成を推進するとともに、青少年の文化活動への参加を促進する。

10 自然環境の保全及び再生

(1) 自然環境の保全及び再生の方針

本地域の優れた自然環境を守り、次代へ引き継いで行くことは重要な課題である。このため、本計画の具体的な推進に当たっては、公害防止対策や環境汚染の未然防止の一層の推進、良好な自然環境の保全、さらには地球環境も視野に入れた環境保全対策の推進に加え、快適な環境を確保する視点に立った調和のとれた総合的な環境対策を進める。

(2) 公害の防止

本地域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける地域であるので、瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画、及び化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に基づき、水質汚濁等公害の防止に努める。

(3) 環境への配慮

環境汚染の未然防止のため、環境監視体制の充実を図るとともに、大規模な事業の実施に当たっては「環境影響評価法」及び「愛媛県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を実施し、環境保全と開発の調和を図る。

(4) 自然環境の保全及び再生

本地域に、瀬戸内海国立公園、佐田岬半島宇和海県立自然公園の指定地域があり、この自然環境の保全に努めるとともに、公園利用者のニーズにあわせ、自然と調和した自然とふれあえる施設整備を推進する。また、工作物等の設置にあたっては、構造物の形状、色彩等が周辺景観と調和するように配慮する。

また、本地域内には、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区が5か所あり、美しい自然の海浜を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋レクリエーションの場の確保に努める。

さらに、本地域は、サシバなどの渡り鳥のルートにあたっており、ミサゴ、ハヤブサなどの生息も確認されているので、これらの生息調査を実施し、生息環境の保全に努める。また、「佐田岬のハマヒサカキ群落」や「三崎のアコウ」などの貴重な植物の保全にも努める。

11 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

本地域の地形的特性や良好な風況といった自然条件を地域資源として捉え、美しい景観等の自然環境との調和を図りつつ、持続可能な地域社会・脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な導入を推進する。

(2) 再生可能エネルギーの利用推進のための施策

建築物の屋根や遊休地などを活用した太陽光発電や、半島の風況を活かした風力発電の導入を促進するとともに、地域資源を活かしたその他の再生可能エネルギーについて、事業化に向けた導入ポテンシャルの調査や環境整備を促進する。

また、エネルギーの安定供給と地産地消を推進するため、電力系統の増強やマイクログリッドの構築など、次世代のエネルギー供給体制の整備に向けて国・県・市町・関係事業者等との連携を強化する。

そのほか、農林水産業のスマート化による省エネ化、クリーンエネルギー自動車の導入、新エネルギー導入の支援、エネルギー教育・啓発活動の展開などを通じて、住民の理解と参加を促進し、地域のエネルギー自立と環境負荷の低減に努める。

12 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

地域における自然、物産、歴史的資源を活かした人・物・情報の活発な交流は、地域の活性化の起爆剤として大きな効果が期待されるため広範な地域との交流を積極的に進めることにより、他地域との結びつきを深め、地域の活力とにぎわいを創出する。

(2) 地域間交流の促進のための施策

地域の中心都市である八幡浜市において、年間 100 万人の来訪者のある「道の駅みなとオアシス八幡浜みなと」を核とした更なる交流の促進のため、クルーズ船の誘致・スケートボードパークや3×3バスケットコートの整備を含む「八幡浜港みらいプロジェクト」を推進することにより、地域外からの来訪者を含めた交流人口の増大、にぎわいの創出を図る。また、歴史的町並みを活用した交流拠点を整備し、半島の各施設との有機的な連携を図り地域のにぎわい創出・活性化を図る。

更には、九州への玄関口にある「みなとオアシス佐田岬はなはな」を中心に、観光案内や地場製品の販売、体験プログラムの拡充を通じて、来訪者と地域住民との交流を深めるとともに、九州と四国を最短で結ぶ国道九四フェリーとの連携を強化し、広域的な交流人口の拡大を図る。また、地域資源を活かした長期滞在型プログラムを提供することにより、都市部との関係人口の創出と定着を目指す。

13 移住・定住・二地域居住の促進、人材の育成と関係者間における緊密な連携・協力

(1) 移住・定住・二地域居住の促進、人材の育成と関係者間における緊密な連携・協力の方針

本地域は、人口減少や高齢化の進行による地域の活力低下が危惧されており、特に若い世代における都市部への流出が顕著であることから、都市部からの多様な人材の確保による移住・定住・二地域居住の促進や地域の担い手となる人材育成、その他の地域との継続的な交流を促進していく必要がある。

このため、移住・定住・二地域居住しやすい環境整備を促進するとともに、行政、住民、事業者、支援団体等の緊密な連携・協力のもと、地域に働く場所を創出し、若年者へのきめ細かな就職・起業支援等を通じて地域の担い手確保を図るとともに、地域課題を解決する人材の育成に取り組む。

(2) 移住・定住・二地域居住の促進、人材の育成と関係者間における緊密な連携・協力のための施策

雇用・就労、居住環境、生活の利便性などの移住不安の払拭に向け、移住コンシェルジュの配置や地域おこし協力隊経験者を活用した移住相談機能の強化をはじめ、県と市町が連携実施する各種移住フェアや移住セミナー、移住体験ツアー等の開催を通じ、半島地域の魅力を発信し、若い世代を中心に、地域を支える担い手の呼び込みを強化することで、大都市圏住民の移住促進を図るほか、市町が取り組む移住者の住まい確保や時代のニーズに対応したソフト・ハード両面での移住・定住等促進事業への支援を行う。

また、国内屈指の柑橘産地として、国等による各種就農支援制度の活用に加え、農業協同組合等との協働によるUIターン就農者をサポートする仕組みを構築し、担い手の確保・育成を図る。

さらに、地域おこし協力隊の導入により、都市部の人材を受け入れ、地域課題の解決と定住促進を図る。

14 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化・その他半島防災のための施策

(1) 災害防除の方針

本地域は脆弱な地質を有し、急傾斜面が多いため、降雨による土砂災害等の危険を常に抱えており、特に台風通過時には、波浪や集中豪雨による大きな被害がもたらされてきた。風水害等による災害から被害を最小限にとどめ被害の拡大を防止するため、防災関係機関等は、地域住民に対し災害応急措置等の防災に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、地域における防災力向上のための施策を積極的に支援、推進していく。

また、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震による被害を軽減するため、住宅の耐震化、居住空間の安全確保、道路や海岸保全施設の整備等、国の協力の下、関係機関及び住民等と一体となり、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要がある。

さらに、半島部は、三方が海に囲まれ平地が少ない地理的特性から、主要道路の代替性が低く孤立集落が発生しやすいことから、これを防止するため、国土強靱化の理念を踏まえた防災・減災施策を着実に進めていく必要がある。

なお、佐田岬半島の防災施策は、愛媛県地域強靱化計画と整合を図り、同計画に半島振興地域の重要業績指標を設定し進捗管理する。

(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

災害の危険を回避、軽減していくため、国土保全施設等の更なる充実を図り、「災害に強い半島づくり」を推進していく。

道路整備については、事業の重要性や緊急性等を踏まえながら、拡幅整備や落石対策、斜面崩壊対策等を行い、災害時の通行を確保する。

また、大規模災害時の緊急輸送や広域避難のほか、広域救急医療体制における緊急搬送にも資する「命の道」として、高規格道路ネットワークの更なる充実を図る。

住民の日常生活や避難生活を支えるライフライン施設については、平時から施設の耐震化や保全に努めるとともに、災害発生時においても、迅速かつ円滑な応急復旧が行えるよう、事業者と協力連携し、耐災害性の強化に努める。

砂防関係事業については、土砂等による被害を防ぐため、計画的に砂防施設の整備や急傾斜地崩壊対策を実施していく。

港湾及び漁港整備については、災害時の避難港や緊急物資の海上輸送拠点としての機能を充実させるため、岸壁、泊地等の整備を進める。

治山事業により土砂の流出や崩壊の防止、防風、防潮といった森林の持つ自然災害防止機能が発揮できるよう、森林の保全や整備を進めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業等により農地・農林施設の基盤整備を推進し、耐災害性を高めていく。

(3) 防災体制の強化

災害時には、交通インフラの寸断等により、集落の孤立や避難生活の長期化が予想されるため、防災拠点の機能強化を図るとともに、平時から関係機関との連携強化に努め、災害時を見据えた体制の整備を図る。

具体的には、道路や港湾の整備により、機能強化や防災施設の拡充、代替ルートの整備等を進め、災害時の交通・輸送機能の確保を図るとともに、河川改修や砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の防災事業を推進する。

また、救助活動の拠点となるオープンスペースの更なる確保やヘリポート整備に努めるとともに、ドクターヘリを活用した負傷者の搬送体制や救急医療救護体制の更なる充実を図っていくほか、迅速な情報収集等が確保できるよう、防災に関する通信システムの機能強化を図る。特に、本地域は、地形的条件から大規模災害発生時の情報伝達手段

の多様化を図る必要があるため、衛星系防災通信システムなどの維持管理や関係機関との連絡体制の更なる充実強化に努めるとともに、各種情報システムについて、継続稼働を確保するため、データのバックアップを徹底するほか、重要データの複製を比較的被災しにくい場所に保管する措置を図る。

南海トラフ地震等の広域災害が発生した場合に、被災状況に即応して救援・救助活動を支える緊急輸送ルートを早期に確保するため、道路啓開計画の実効性向上を目指し、確認・見直しや実践的な訓練を継続的に実施する。また、安全な生活環境の確保にも資する、信号機、ガードレール、大型道路標識等の交通安全施設の整備を推進する。

さらに、地形的条件による消防水利の不足、人口減少や少子・高齢化の進行等の社会環境の変化に伴う消防団員の担い手不足等が課題となっているため、市町消防施設整備計画に基づき、耐震性貯水槽・消防ポンプ車等の整備を推進するとともに、消防本部、消防団の広域連携の強化を図るため、相互応援協定を締結するほか、救急救命士の計画的な養成にも努め、応急救護体制や救急医療体制の更なる充実を図る。

安全で安心して暮らせる生活環境は、定住や交流の促進を図り半島地域の振興を進めていく上で重要な要素であることから、住民に密接な活動を行っている交番・駐在所が地域の生活安全センターとして機能できるよう必要に応じて施設等の整備を行うほか、地域住民の自発的な地域安全のための活動を支援していくなど、生活環境の安全性の向上を図る。

(4) その他半島防災のための施策

全ての災害を防除することは不可能であることから、「災害に強い半島づくり」の推進に加え、防災・減災の視点から、被害の最小化に向けた施策の強化を図り、半島全体の防災力の底上げと災害リスクに対して地域が自立して対応できる力を育てる必要がある。

災害時において避難行動が円滑に行えるよう、避難場所、避難施設、避難道路、防災備蓄倉庫及び非常用電源設備の充実並びに、防災行政無線等の通信設備の整備を図る。

断水の長期化に備えるため、井戸水や地下水の有効活用を推し進めるなど、ライフラインの確保に努める。

また、住民や観光客、学校、事業所、防災関係機関等が合同で、半島地域の特性に即した実践的な防災訓練を行うとともに、防災上必要な教育にも取り組むことにより、災害時の適切な対応を確保していく。

情報通信については、衛星携帯電話の活用に加え、情報技術の進展に応じて有効な通信機器を導入する等、ITの活用による充実とネットワーク化を図っていく。

15 その他半島振興に必要な事項

(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

県民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合にも、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から体制を整備する必要がある。

このため、医療機関等との間で医療措置協定等を締結し、医療提供体制及び通常医療の提供体制を確保するとともに、関係機関との訓練や研修の実施、県連携協議会の活用等を行い、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るほか、感

染症対策物資の備蓄を推進する。

また、県民等が適切に判断・行動ができるよう、県民等、市町、医療機関、事業者等との状況共有体制を整備し、平時から、普及啓発、情報提供・共有を行う。さらに、県民の生活の安定や福祉の向上に係るサービスの享受ができるよう、公共機関や事業者の感染症危機発生時における業務継続計画の策定等の勧奨及び支援を行う。

(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

各集落の農業、漁業などの生産機能、インフラ整備、交通手段や医療・福祉サービス等の生活環境について個別ニーズを把握し、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、住民の生活基盤を維持・向上させ安心して暮らせる環境整備を図る。また、国の制度等を活用しながら、県や市町相互間、地域住民、関係団体が連携し、集落の活力維持と生活の質向上を図る。

参 考 资 料

項目	半島地域	県	比率(比較)	備考	
総面積	267.83 km ²	5,675.82 km ²	4.7 %	令和7年国土地理院 (旧市町村は合併時)	
総人口	46,568 人	1,334,841 人	3.5 %	令和2年国勢調査	
人数	年少 (0~14歳)	4,148 人	153,764 人	2.7 %	
	生産年齢 (15~64歳)	22,047 人	711,738 人	3.1 %	
	高齢者 (65歳~)	20,155 人	434,279 人	4.6 %	
	※不詳	218 人	35,060 人	—	
比率	年少	8.9 %	11.5 %	△ 2.6	
	生産年齢	47.3 %	53.3 %	△ 6.0	
	高齢者	43.3 %	32.5 %	10.7	
就業者数	22,586 人	601,302 人	3.8 %	令和2年国勢調査	
人数	第1次産業	5,208 人	40,866 人	12.7 %	
	第2次産業	4,061 人	140,228 人	2.9 %	
	第3次産業	12,954 人	404,912 人	3.2 %	
	※分類不能の 産業	363 人	15,296 人	—	
比率	第1次産業	23.1 %	6.8 %	16.3	
	第2次産業	18.0 %	23.3 %	△ 5.3	
	第3次産業	57.4 %	67.3 %	△ 10.0	
道路実延長	1,194.9 km	18,274.0 km	6.5 %	R6.4.1現在 道路施設現況調査	
道路改良率	57.3 %	57.3 %	0.1	”	
道路舗装率	92.4 %	88.1 %	△ 4.4	”	